

桐生大学・桐生大学短期大学部における公的研究費の管理・監査に関する規程

(趣旨)

第1条 桐生大学・桐生大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費（以下「研究費」という。）の、適正な運営・管理を図るため本規程を定める。

- 2 本学教員（以下「研究者」という。）は、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究を行うために、研究費を効率的かつ社会に有用な研究のために事務職員（以下「担当職員」という。）と連携を取りながら有効に利用していかなければならない。

第1節 責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第2条 本学の「最高管理責任者」は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、本学の全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者とする。

(統括管理責任者)

第3条 本学の「統括管理責任者」は、学務部長とする。

- 2 統括管理責任者は、本学の最高管理責任者を補佐し、運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とする。

(部局責任者)

第4条 研究費を取り扱う各部局に、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者として部局責任者を置き、当該部局の長を持ってあてる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルール of 明確化・統一化)

第5条 研究費の管理及び事務処理手続きに関する事務に関しては本学大学総務課（以下「総務課」という。）が統括し、ルールの明確化及び統一的運用を図るものとする。

- 2 各部局に係る研究費の管理および事務処理手続きに関しても総務課にて行う。

(相談窓口)

第6条 本学における効率的な研究遂行を適切に支援するため、学内及び学外からの相談を受け付ける窓口は、総務課がこれにあたる。

(職務権限の明確化)

第7条 最高管理責任者は研究者に、統括管理責任者は部局責任者及び担当職員に対して研究費の執行に係る事務処理手続等について周知を図る。

- 2 部局責任者は、チェック体制が適切であるかの観点から常に見直しを行うものとする。また研究者等及び担当職員に対する研修を行い、行動規範や各種ルールの周知を図るものとする。
- 3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、公的研究費の効率的、適正な執行を図るため、担当職員の専門性の向上及び人材の育成のための施策を講じるものとする。
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者は、不正の発生要因に対応する不正防止計画の策定に当たっては、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとする。
- 5 不正防止計画の着実な実施は最高管理責任者の責任であり、最高管理責任者は自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。
- 6 部局責任者は、当該部局における研究の遂行・運営に当たり研究者等と担当職員の相互理解の促進に配慮するものとする。

(関係者の意識向上)

第8条 研究者は、個人の研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、本学による管理が必要であるという原則とその精神を理解する。

- 2 担当職員は、専門的能力を持って公的研究費の適正執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという認識を持って業務にあたる。
- 3 担当職員は、研究活動の特性に対する理解に努めるものとする。

第3節 不正防止計画の策定・実施等

(不正防止)

第9条 部局責任者及び担当職員は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画の策定し、実施する。

(調査委員会の設置)

第10条 各部局責任者は、監査及びその他の方法により公的研究費に係る不正事項に関

する情報を受けたときは、当該事項に係る事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合には、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。なお、委員会の委員長及び委員は最高管理責任者が指名する。

- 2 委員会は、付託された不正事項に関する調査を実施する。
- 3 委員会は、調査が終了したときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散するものとする。

（調査の実施）

第11条 委員会の調査は、調査対象者の所属する部局に対して関係資料の提出、事実の説明、報告及びその他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

- 2 委員会における調査は、事実に基づき公平・公正にこれを実施しなければならない。

（是正措置等）

第12条 最高管理責任者は、調査の結果、不正の事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、部局責任者に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。

- 2 部局責任者は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を最高管理責任者に報告するものとする。

（処分）

第13条 最高管理責任者は、調査の結果を受けて研究者の不正が確認できた場合には、「学校法人 桐丘学園 懲罰委員会規定」に基づき処分を行うものとする。

- 2 不正な取引に関与した業者については、不正を発見次第、取引停止処分とする。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

（予算執行状況の把握）

第14条 担当職員は、予算の執行状況を検証しなければならない。研究費について執行が著しく遅れている場合、当該研究者に使用計画書の提出を求め、研究計画の遂行状況を確認し、必要に応じ改善策を講じるものとする。

- 2 担当職員は、発注段階で支出財源の特定をし、予算執行の状況について遅滞なく把握できるようにする。

（物品の調達）

第15条 研究費に係る物品購入については、本学規程の定めるところにより適正に処理

するものとする。

- 2 物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮し調達業務全体の枠組の中で検討するものとする。
- 3 事務担当は、納品伝票を納品された現物と照合した上で、研修の印を納品伝票に押印する。
- 4 不正な取引に関与した業者への取引停止処分の方針を明示・公表するとともに、契約書には「不正な取引に関与した場合は取引を停止する」旨の記載をする。

(旅費)

第16条 旅費については、実費支弁を原則とする本学旅費規程に定めるところにより適正に処理するものとする。

- 2 研究者の出張計画の実行状況については、事務担当が把握できる体制とする。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

(通報(告発)窓口等)

第17条 第6条により設置した相談窓口に学内・学外から通報もしくは告発があった時には、総務課は内容を理解し、迅速に部局責任者及び統括管理責任者に報告し、必要とあれば最終的に最高管理責任者へ伝える。

第6節 監査体制の整備

(内部監査)

- 第18条 最高管理責任者が指名した監査責任者及び監査委員で毎年内部監査を実施するものとする。
- 2 内部監査は、会計書類の形式的要件等の財務情報に関するチェックのほか、体制の不備についても検証を行う。
 - 3 第10条により設置した委員会と連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を行う。

(監査報告)

第19条 監査責任者は、最高管理責任者に監査結果を書面にて報告する。

第7節 その他

第20条 本規程の改廃については、大学運営評議会の承認を得るものとする。

附則 本規程は、平成22年10月16日から施行する。

改正 平成25年 1月 7日

平成27年 3月24日